

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 神田 〇〇〇〇株式会社 (フリガナ) 山 川 太 郎
 〒112-2314 東京都千代田区神田錦町3-3 東京都練馬区常町23-7

2 給与所得者の基礎控除申告書
 収入金額 8,970,000 所得金額 6,973,000
 基礎控除の額 480,000

3 給与所得者の配偶者控除等申告書
 収入金額 950,000 所得金額 800,000
 基礎控除の額 150,000

4 所得金額調整控除申告書
 所得金額調整控除の額 380,000

川崎税理士事務所にご提出いただく際にはマイナンバーは記載しないでください

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 (フリガナ) ヤ マ カ ワ タ ロ ウ
 神田 2 給与の支払者の番 号 111223131414151617 (あなたの氏名) 山 川 太 郎
 税務署長 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 (あなたの住所又は居所) 東京都練馬区常町23-7

- ▶1 所轄税務署長 給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。
- ▶2 給与の支払者の法人番号 この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

1 ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

2 ○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
	1,000万円超 2,400万円以下	
不定	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

3 区分 I
 A (左のA~Cを記載)
 基礎控除の額 480,000 円

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

▶1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
 給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和3年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、この年末調整のしかたの87・88ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



● 給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)			
1円以上 550,999円以下			0円
551,000円以上 1,618,999円以下	A-550,000円		
1,619,000円以上 1,619,999円以下		1,069,000円	
1,620,000円以上 1,621,999円以下		1,070,000円	
1,622,000円以上 1,623,999円以下		1,072,000円	
1,624,000円以上 1,627,999円以下		1,074,000円	
1,628,000円以上 1,799,999円以下	A+4 (千円未満の端数切捨て) 円	B × 2.4 + 100,000円	
1,800,000円以上 3,599,999円以下	A+4 (千円未満の端数切捨て) 円	B × 2.8 - 80,000円	
3,600,000円以上 6,599,999円以下	A+4 (千円未満の端数切捨て) 円	B × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,499,999円以下	A × 0.8 - 1,000,000円		
8,500,000円以上 (所得金額調整控除の適用がない場合)	A - 1,950,000円		
8,500,000円以上 (所得金額調整控除の適用がある場合)	A - 1,950,000円 - 所得金額調整控除		

- (注) 1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。
 ① (給与の収入金額^(※1) - 850万円) × 10%
 ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
 ② 給与所得控除後の給与等の金額^(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※2) - 10万円
 ※2 10万円を超える場合は、10万円
- 2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。
- ▶2 控除額の計算
 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所をチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。
- ▶3 区分 I
 配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A~C) を記載します。(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合は、「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 2. 「区Ⅰ」以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,000万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(ア)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名		配偶者の個人番号		配偶者の生年月日	
(フリガナ) 配偶者の氏名 山 川 明 子		2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7		大 学 53 年 10 月 5 日	
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		配偶者の住所又は居所		生計を一にする事実	
ヤマカワ アキコ		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		生計を一にする事実	

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		6,973,000

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		* 400,000

○控除額の計算		
判 定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
	1,000万円超 2,400万円以下	
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
基礎控除の額		480,000

○控除額の計算											
区分Ⅱ											
④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)+(2)の合計額」)(※印の金額)											
区分Ⅱ	①	②	③	④(80万円超 90万円以下)	④(90万円超 100万円以下)	④(100万円超 110万円以下)	④(110万円超 120万円以下)	④(120万円超 130万円以下)	④(130万円超 140万円以下)	④(140万円超 150万円以下)	配偶者控除の額
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
配偶者特別控除											
配偶者特別控除の額											
380,000											
配偶者特別控除の額											
480,000											

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等（異動）申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所をチェックを付け、判定結果に対応する記号（①～④）を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分Ⅰの判定結果（A～C）と区分Ⅱの判定結果（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。		○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。	
要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	配偶者の氏名	配偶者の生年月日
	同一生計配偶者※が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	(フリガナ) 配偶者の氏名 山 川 二 郎	大 学 17 年 5 月 17 日
	扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	ヤマカワ ジョウロ	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所
	扶養親族が年齢23歳未満(※11.1.1以後生) (右の★欄のみを記載)	山 川 二 郎	配偶者の住所又は居所
	同一生計配偶者※は、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の合計所得金額の見積額が850万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が163万円以下)の人をいいます。	子	0

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、この年末調整のしかたの13・14ページ又は国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページはこちら

- ※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、で、令和3年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
- ※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、で、令和3年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和3年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶② 扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。
※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書」とおりにチェックを付けることで差し支えありません。

川崎税理士事務所にご提出いただく際にはマイナンバーは記載しないでください